

小型除雪機等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自力で除雪を行うことが困難な世帯に対する除雪支援を行う者又は自主的に道路除雪を行う者に小型除雪機又は移動式小型融雪機（以下「小型除雪機等」という。）の貸出しを行うことにより、市民参加による雪対策の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 小型除雪機等の貸出しを受けることができる者は、前条の目的により市内で除雪を行う個人、町内会、市民委員会、ボランティア団体等とする。

(期間)

第3条 事業実施期間は、毎年12月20日から翌年の3月20日までとする。

2 貸出期間は、運搬及び回収日を除き原則2日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年12月20日から当面の間、町内会、市民委員会、ボランティア団体等が、第1条に規定する目的のほか、地域の除雪の改善に資する活動に小型除雪機等を貸し出すときの貸出期間は、運搬及び回収日を除き原則7日以内とする。ただし、貸出台数に余裕があるときは、14日間を限度として貸出期間を延長できるものとする。

(貸出台数及び貸出回数)

第4条 小型除雪機等の貸出台数は、貸し出す機種の種類ごとにそれぞれ原則1台とし、貸出回数は1シーズン2回までとする。

ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料等)

第5条 小型除雪機等の使用料は無料とし、貸出しに係るその他費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 小型除雪機等の運搬、回収及び保守点検に要する費用は、市が負担する。

(2) 移動式小型融雪機を使用する際の電気料金は、貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）の負担とする。

(3) 小型除雪機等を使用する際の燃料代は、除雪支援を行う場合は市が負担し、道路除雪を行う場合は利用者の負担とする。ただし、除雪支援と併せて道路除雪を行う場合は、市の負担とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により貸し出す場合の燃料代は、市の負担とする。ただし、貸出し後に補充が必要な場合は利用者の負担とする。

(申請)

第6条 貸出しを受けようとする者は、雪対策課に予約状況の確認を行い、小型除雪機等を

使用する7日前までに小型除雪機等使用申請書(様式第1号)を直接持参又は郵送により提出するものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条に規定する使用申請書が、適正であると認めるときは、その旨を小型除雪機等貸出決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出延長の申請及び決定)

第7条の2 第3条第3項ただし書の規定により貸出期間の延長を希望する者は、雪対策課に予約状況の確認を行い、貸出期間終了の前日(休日を除く。)までに延長の申請をするものとする。この場合における申請及び決定の手続は、第6条及び前条の例による。

2 第4条前段の規定は、前項の規定による申請には適用しない。

(貸出し及び返却)

第8条 小型除雪機等の貸出し及び返却は、市が指定する場所及び時間において、利用者自らが貸出しを受け、又は返却するものとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、小型除雪機等を返却するまでの期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、小型除雪機等の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、安全に十分注意すること。
- (3) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 営利目的に使用しないこと。

(貸出しの取消)

第10条 市長は、貸出しを行った小型除雪機等を市が緊急に使用する必要が生じたとき、又は利用者が前条の規定に違反したときは、小型除雪機等の貸出しを取り消し、返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第11条 利用者は、小型除雪機等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災、その他利用者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

(使用中の事故等)

第12条 小型除雪機等の使用中に発生した事故等による損害については、市が委託した業者の加入する保険が適用される場合を除き、利用者が損害賠償の責を負う。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。